

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人宇都宮大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ 詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	(独) 国立印刷局	平成19年度個別学力検 査問題等印刷	分任契約担当役 佐藤 傳夫 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年11月30日	3,945,447	随意 契約	本契約は入学試験問題の印刷であり極秘に行う必要があるた め、「本学の行為を秘密にするとき」（宇都宮大学契約事務 取扱細則第9条第1号）に該当するものとして、独立行政法 人国立印刷局と随意契約を行ったものである。	その他	随意契約によらざるをえないもの	15	
2	(社) 化学情報協会	SciFinder（電子ジャー ナル利用契約）	分任契約担当役 宮本 一夫	平成19年3月30日	4,539,150	随意 契約	本契約の「SciFinder」は、契約先が唯一の供給及び契約を 行っており、他社との契約が不可能であった。よって本契約 は「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」（宇都宮大 学会計規程第26条第1項第1号）に該当するものとして随 意契約を行ったものである。	その他	随意契約によらざるをえないもの	10	
合計	宇都宮大学学術研究部 宇都宮市峰町350				8,484,597						0

- （注1）本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- （注2）平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- （注3）単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- （注4）「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- （注5）随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- （注6）契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- （注7）見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。
- （注8）講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- （注9）「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたもののについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分（1～12）に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人宇都宮大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記 載）	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	株式会社理経 新宿区西新宿1-26-2	キャンパス先端ネット ワークシステム保守請負	分任契約担当役 佐藤傳夫 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月1日	2,387,280	随意 契約	本保守契約は、機器の正常稼働を行うために保守対象機器の販売業者である契約の相手方との保守契約を行う必要があり、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	企画競争もしくは公募の実施を検討		
2	有限会社ヤナギタ商会 宇都宮市瀬瀬4-12-33	複写機保守請負（キャノ ン）	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月1日	6,703,599	随意 契約	本保守契約は、機器の正常稼働を行うために保守対象機器の販売・保守にかかるとある代理店である契約の相手方との保守契約を行う必要があり、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） （19年度から）		
3	富士ゼロックス栃木株式会社 宇都宮市東郷部6-1-7	複写機保守請負（ゼロッ クス）	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月1日	9,947,917	随意 契約	本保守契約は、機器の正常稼働を行うために保守対象機器の販売・保守を行う系列子会社である契約の相手方との保守契約を行う必要があり、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） （19年度から）		
4	株式会社アルファジャパン 宇都宮市臨西町	複写機保守（リコー）	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月1日	5,200,282	随意 契約	本保守契約は、機器の正常稼働を行うために保守対象機器の販売・保守にかかるとある代理店である契約の相手方との保守契約を行う必要があり、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） （19年度から）		
5	システム興産株式会社 宇都宮市鶴田町1559-2	複写機保守（シャープ）	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月1日	2,806,935	随意 契約	本保守契約は、機器の正常稼働を行うために保守対象機器の販売・保守にかかるとある代理店である契約の相手方との保守契約を行う必要があり、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） （19年度から）		
6	財団法人関東電気保安協会 宇都宮市瀬瀬町1784-7	宇都宮大学及び放送大学 栃木学習センター電気設 備保全業務	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月3日	6,569,850	随意 契約	本契約における保全業務は、電気の専門資格を必要とし、契約の相手先は有資格者を相当数有しており、その技術力を持つての保守が安全確実であるため、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） （19年度から）		
7	株式会社フジテック さいたま市大宮区桜木町4- 242	宇都宮大学及び放送大学 栃木学習センター昇降機 設備保全業務	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月3日	13,815,900	随意 契約	本契約における保全業務の対象設備は契約の相手方の製品であり、設置業者の技術力を持つての保守が安全確実であるため、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） （19年度から）		
8	東京瓦斯株式会社宇都宮支社 宇都宮市東郷部4-2-16	宇都宮大学及び放送大学 栃木学習センターガス・ス ト・フ・アコン設備保全業務	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月3日	4,935,000	随意 契約	本契約における保全業務の対象設備は契約の相手方の製品であり、設置業者の技術力を持つての保守が安全確実であるため、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） （19年度から）		
9	パリアンテクノロジーズジャ パンリミテッド 港区芝浦4-16-36	核磁気共鳴装置移設請負	分任契約担当役 佐藤傳夫 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月12日	2,310,000	随意 契約	本契約における移設業務は、移設機器の製造業者である契約の相手方の技術力を持つての可能性があります、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
10	中央青山監査法人 千代田区霞が関3-2-5	監査契約	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年4月24日	6,825,000	随意 契約	本契約における契約の相手方は、本学の指定監査人として主務大臣から選任されたものであるため、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	見直の余地あり	企画競争を実施（19年度から）		
11	恵産業株式会社 宇都宮市不動前1-3-11	宇都宮大学教育学部附属 小学校給食給い業務請負	分任契約担当役 佐藤傳夫 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年7月26日	5,081,643	随意 契約	本契約は当初の見込みでは少額随契約の範囲内として単価契約を取り交わしたところだが、契約締結後の事情変更により請負業務の量が増大し、契約金額の実績総額が少額随契約の範囲を超えたため本調査に記載するものである。	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） （20年度から）		
12	株式会社フクタ設計 宇都宮市大宮1-5-8	宇都宮大学陽東団地学生 寄宿舎新営設計業務	分任契約担当役 栗田 高 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年9月5日	4,725,000	企画競 争・公募	本業務の履行にあたっては技術力・主要業務実績等が重要であり、標準型プロポーザル方式により技術的に最適な業者を選定し、当該業者との契約にあたり「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
13	株式会社教育施設研究所 中央区日本橋本町3-4-7	宇都宮大学陽東団地体育 館他耐震診断業務	分任契約担当役 栗田 高 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年9月22日	4,567,500	企画競 争・公募	本業務の履行にあたっては技術力・主要業務実績等が重要であり、標準型プロポーザル方式により技術的に最適な業者を選定し、当該業者との契約にあたり「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
14	東京瓦斯株式会社宇都宮支社 宇都宮市東郷部4-2-16	宇都宮大学峰町団地ガス 引き込み配管等更新工 事	分任契約担当役 栗田 高 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年11月8日	8,898,750	随意 契約	本業務の履行に当たっては、ガス事業法の法令に基づき施工者が特定されるため、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
15	株式会社荒井設計 宇都宮市明保野2-10	宇都宮大学峰町団地耐震 診断業務	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年11月16日	13,125,000	企画競 争・公募	本業務の履行にあたっては技術力・主要業務実績等が重要であり、標準型プロポーザル方式により技術的に最適な業者を選定し、当該業者との契約にあたり「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
16	テクノサーブ株式会社 愛知県豊橋市東岩田3-14- 15	パウダー供給装置	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年12月25日	5,533,500	随意 契約	本契約における調達設備は契約の相手方の直接販売であり他社との契約は不可能である。よって「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人宇都宮大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部署の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記 載）	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
17	日本電気株式会社宇都宮支店 宇都宮市大通り1-4-24	スペース・コラボレー ション・システム点検保 守	分任契約担当役 佐藤傳夫 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成18年12月25日	2,444,400	随意 契約	本保守契約は、機器の正常稼働を行うために保守対象機器の販売業者である契約の相手方との保守契約を行う必要があり、「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
18	株式会社建築設備設計研究所 港区六本木1-4-30	宇都宮大学松原団地総合 校舎棟改修（設備）設計 業務	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成19年3月7日	9,450,000	企画競 争・公募	本業務の履行にあたっては技術力・主要業務実績等が重要であり、標準型プロポーザル方式により技術的に最適な業者を選定し、当該業者との契約にあたり「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
19	株式会社教育施設研究所 中央区日本橋本町3-4-7	宇都宮大学松原団地総合 校舎棟改修設計業務	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成19年3月8日	12,600,000	企画競 争・公募	本業務の履行にあたっては技術力・主要業務実績等が重要であり、標準型プロポーザル方式により技術的に最適な業者を選定し、当該業者との契約にあたり「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
20	丸善株式会社大宮営業部 さいたま市大宮市吉諏町1-41	平成19年度外国雑誌	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成19年3月30日	13,320,129	随意 契約	本契約の外国雑誌は、発行が隔年単位であり契約前年度に参考見積もりあわせを実施しており、他業者との契約は不可能である。よって「特定の販売業者以外では販売することができない物件を買い入れるとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第2号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
21	株式会社紀伊國屋宇都宮営業 所 宇都宮市大通り1-4-22	平成19年度外国雑誌	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成19年3月30日	13,106,044	随意 契約	本契約の外国雑誌は、発行が隔年単位であり契約前年度に参考見積もりあわせを実施しており、他業者との契約は不可能である。よって「特定の販売業者以外では販売することができない物件を買い入れるとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第2号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
22	エドビタービー・アイサイエンス ・テクノロジー 「キングダム7」利用契約	ScienceDirect（電子 ジャーナル利用契約）	契約担当役 堀強 宇都宮大学財務部 宇都宮市峰町350	平成19年3月30日	21,117,904	随意 契約	本契約におけるサービス提供（電子ジャーナル）は契約の相手方が唯一の供給及び契約を行っており他社との契約は不可能である。よって「その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき」（宇都宮大学契約事務取扱細則第9条第5号）に該当するものとして随意契約を行ったものである。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
23	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年4月分）	-	-	6,832,766	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
24	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年5月分）	-	-	6,916,423	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
25	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年6月分）	-	-	7,458,703	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
26	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年7月分）	-	-	8,382,155	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
27	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年8月分）	-	-	8,880,086	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
28	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年9月分）	-	-	7,615,399	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
29	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年10月分）	-	-	7,375,113	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
30	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年11月分）	-	-	7,467,193	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
31	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成18年12月分）	-	-	7,988,268	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
32	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成19年1月分）	-	-	8,353,956	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人宇都宮大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部署の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記 載）	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
33	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成19年2月分）	-	-	7,471,699	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
34	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（峰地区・ 平成19年3月分）	-	-	7,199,466	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
35	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年4月分）	-	-	4,633,640	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
36	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年5月分）	-	-	4,773,991	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
37	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年6月分）	-	-	5,301,796	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
38	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年7月分）	-	-	6,263,786	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
39	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年8月分）	-	-	5,903,826	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
40	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年9月分）	-	-	5,474,858	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
41	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年10月 分）	-	-	5,484,029	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
42	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年11月 分）	-	-	5,402,590	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
43	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成18年12月 分）	-	-	5,918,604	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
44	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成19年1月分）	-	-	6,088,783	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
45	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成19年2月分）	-	-	5,377,593	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
46	東京電力株式会社宇都宮支社 宇都宮市宇都宮市戸祭1丁目 11-18	電力供給契約（陽東地 区・平成19年3月分）	-	-	4,903,159	随意 契約	本契約は電力供給にかかる長期継続契約である。	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					332,939,515						

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人宇都宮大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記 載）	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

（注１）本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）以外の者（その他の公益法人、民間法人等）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

（注２）平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

（注３）単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

（注４）「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

（注５）随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

（注６）契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

（注７）見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

（注８）講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

（注９）「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分（1～12）に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」